



平成 30 年度 一般入学者選抜募集要項

鹿児島県立甲南高等学校

1 一般入学者選抜の方針

選抜は、本校の教育方針等に照らし、本校での教育を受けるに足る能力・適性等を慎重に判定して行う。

2 募集定員

全日制課程・普通科 320 人（推薦入学者及び帰国生徒等特別入学者を含む。）

（一定枠は募集定員 320 人の 100 分の 10 以内）

3 出願資格

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成 30 年 3 月に中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中等部（以下「中学校」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第 95 条に該当する者

4 出願期間

平成 30 年 2 月 7 日（水）から 2 月 14 日（水）正午（必着）までとする。

※ 事務室での受付時間は、締切日を除き、平日の午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。

5 出願先

鹿児島県立甲南高等学校

〒 890-0052 鹿児島市上之園町 23 番地 1 TEL 099-254-0175

6 出願手続及び留意事項

- (1) 入学志願者は、本校の定める「入学願書」に必要事項を記入し、入学検定料として入学願書の所定の欄に 2,200 円分の鹿児島県の収入証紙を貼付し、中学校長を経て提出する。
なお、東日本大震災、又は熊本地震の被災地域の者は、入学検定料を免除する。
- (2) 中学校長は、一般入学者選抜志願に必要な次のア～オの書類をそろえて出願期間内に本校校長に提出する。
 - ア 入学願書（本校所定の様式のもの）
 - イ 一般入学者選抜出願者総括表（県教育委員会が定めた様式のもの）
 - ウ 調査書（県教育委員会が定めた様式のもの）
 - エ 成績一覧表（県教育委員会が定めた様式のもの）
 - オ 写真 2 枚（上半身正面・無帽、縦 4 cm×横 3 cm、裏面に中学校名と氏名を記入したものを入学願書と受検票に 1 枚ずつ貼付）

※ 郵送で出願する場合は、受検票等送付のための返信用封筒（長形 3 号封筒に、簡易書留用に 392 円分の切手を貼付し、中学校長あてとしたもの）を同封する。

※ 入学願書を受け付けた場合は、受検票を中学校長を経て志願者に交付する。

7 出願変更

- (1) 変更期間 平成30年2月16日(金)から2月22日(木)正午(必着)までとする。
- (2) 入学志願の変更を希望する者は、出身中学校長及び本校校長の承認を得て、出願変更をすることができる。出願変更の方法については、「平成30年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施要綱」に従うこと。

8 学力検査・面接

- (1) 検査場 鹿児島県立甲南高等学校
- (2) 期日・日程 **3月6日(火)午前9時20分集合 各検査場廊下**
10:00～10:50(50分間) 国語
11:10～12:00(50分間) 理科
13:00～13:50(50分間) 英語
(聞き取りテスト12分間程度を含む)
3月7日(水)午前9時20分集合 各検査場廊下
9:40～10:30(50分間) 社会
10:50～11:40(50分間) 数学
13:00～ 面接

(3) 注意事項

- ア 本校正門から入った正面玄関前に、検査場配置図等を掲示する。
- イ 受検票を必ず持参する。
- ウ 検査場に携行する用具は、次のとおりとする。
鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、鉛筆けずり、三角定規、ものさし(定規)、コンパス
※ 分度器、分度器付きの定規、計算機、翻訳機、計算機又は翻訳機付きの時計等、検査上公正を欠くと判断されるものは使用を認めない。
- エ 携帯電話等(ウェアラブル端末を含む)の検査場への持ち込みは禁止する。また、アラーム付きの時計を携行する者は、アラームが鳴らないようにしておく。
- オ 校舎内への立ち入り開始は午前9時とする。
- カ 2日間とも午後まで行われるので、昼食を準備する。
- キ 校舎内は上履きを使用するので、「上履き」及び「下履きを入れる袋」を持参すること。

9 合格者の発表

平成30年3月14日(水)午前11時以後、本校正面玄関前に受検番号を掲示して発表する。電話による可否の問い合わせには応じない。

10 合格者集合

合格者は、平成30年3月15日(木)午後1時、保護者(またはその代理人)同伴で本校に集合すること。

11 第二次入学者選抜

合格者数が募集定員に満たない場合は、第二次入学者選抜を実施する。実施する場合は平成30年3月14日(水)に県教育委員会が発表する。

12 その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は、「平成30年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施要綱」に従うこと。